確　約　書

緊急通報装置貸与設置サービスを受けるにあたり、以下の事項について確約します。

１．貸与品（緊急時登録先救助音声通報機、ペンダント型無線発信機）について、必要でなくなった場合は使用できる状態ですみやかに市に返還すること。

２．貸与品紛失等に要する費用は利用者負担とすること。

３．その他、個人的な理由で生じた点検等の費用は利用者負担とすること。

令和　　　年　　　月　　　日

住所

氏名

御所市長　様